

「私たちの温暖化防止ルールを考えよう！」

神奈川県地球温暖化対策推進条例[※](仮称)の構成と主な内容

※ 国の定める「法律」にあたるものを、地方自治体の場合は「条例」と言います。

1 目的

(趣旨)

「社会を省エネルギー型に変えることによって、温暖化に歯止めをかけよう。そのためのルールを作ろう」という、この条例の目的を明らかにします。

- (1) 省エネルギー化、新エネルギーの導入など、温暖化対策が進んだ神奈川を実現すること
- (2) 神奈川県で暮らし、働き、学ぶすべての人が、自覚し、行動することによって、社会のシステムやビジネススタイル、生活スタイルを転換すること
- (3) 良好な環境を未来の世代へ引き継いでいくこと



2 地球温暖化対策の基本的施策・県の率先実行の取組

(趣旨)

温暖化対策に関する県全体の計画を定めます。それとともに、県自らがモデルとなるように率先的な対策を実施することなどを定めます。

- (1) 県全体の温暖化対策計画の策定
県は、省エネルギー化・新エネルギー導入など、温暖化対策が進んだ神奈川の実現を目的とする、中長期的な計画を策定し、公表します。
- (2) 県の事業実施や計画策定時の温暖化対策の視点からの配慮
県は、公共工事や、都市づくり・産業政策に関する計画など、環境政策以外の県の事業や計画にも、温暖化対策の視点を盛り込むことを規定します。
- (3) 事業者としての県の行動計画の策定
県は、一事業者として、県自らの事業活動に関して、温室効果ガスを減らすために率先的な行動計画を策定し、公表します。
- (4) 県の施設での環境配慮
県は、県の施設について、省エネルギー化や新エネルギーの率先導入を図ります。

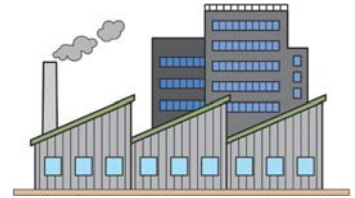
事業活動に関する温暖化対策

(趣旨)

大規模事業者などに、温暖化対策に関する計画を提出してもらい、県がそれを公表することで、企業による計画的な温暖化対策を促します。

- (1) 地域社会において二酸化炭素などの温室効果ガスの排出に関わりの深い大規模事業者などによる温暖化対策に関する計画の提出

「温室効果ガスの排出に関わりの深い大規模事業者等」は、「排出量の報告や排出を減らすための計画」などを県に提出します。また、県はその内容を公表します。



- (2) 県による指導やアドバイスの実施

県は、温暖化対策に関する計画などを提出する事業者に対して、指導やアドバイスを実施します。また、必要な資料を求めることができます。

「温室効果ガスの排出に関わりの深い大規模事業者」とは、次のような事業者が考えられます。

- ① 多く（一定規模以上）のエネルギーを使用する事業者*
- ② 多くの従業員がいる事業者
- ③ 多くの荷物を運送業者に運ばせる事業者（荷主）
- ④ 多くの自動車を使用する事業者

※ フランチャイズチェーンなど、県内の店舗のエネルギー使用量の合計が一定以上になる事業者を含みます。

「排出量の報告や排出を減らすための計画」の内容としては、次のようなことが考えられます。

- ① 温暖化対策についての基本方針
- ② 事業活動による温室効果ガスの排出を減らすための対策や、排出量の削減目標
- ③ 事業活動による温室効果ガスの排出量実績（エネルギー使用量）
- ④ 地域の温暖化対策に貢献する取組の内容
（中小企業への支援や環境教育、森林保全など）

建築物及び都市づくりに関する温暖化対策

(趣旨)

私たちが「住む、暮らす」ことによる温室効果ガスの排出を減らすために、ビルや住宅などの省エネルギー化や新エネルギー導入を促します。

- (1) 大規模な建築物の環境性能に関する評価の実施

大規模な建築物を新築したり改築する建築主は、建築物の環境性能に関する評価を行い、県に報告します。また、県はその内容を公表します。

- (2) 県による指導やアドバイスの実施（建築物）

県は、建築物の環境性能を評価し報告する建築主に対して、**指導やアドバイスを実施**します。また、必要な資料を求めることができます。

(3) 大規模なマンションの環境性能の表示

大規模なマンションを新築する建築主は、そのマンションを販売^{※1}する際、広告などにそのマンションの環境性能^{※2}を表示します。また、建築主や販売者は、購入者に対して、**マンションの環境性能について説明**します。

※1 他人を介して販売する場合も含みます。

※2 環境性能とは、冷暖房の効率などの省エネ性や、建築時の温室効果ガスの排出量の少なさなど、建築物の環境に与える影響に関する性能のことで、例えば省エネ性を★の数で表示するものです。

(4) 大規模な開発での環境配慮に関する計画の提出

大規模な開発を行う事業者は、**開発により排出される可能性のある温室効果ガスを減らすための計画**を県に提出します。また県はその内容を公表します。

(5) 県による指導やアドバイスの実施（開発）

県は、開発に関する計画などを提出する事業者に対して、**指導やアドバイスを実施**します。また、必要な資料を求めることができます。

5

新エネルギーの活用

(趣旨)

石油等の化石燃料と比べて二酸化炭素排出が少ない新エネルギーの活用を促します。

(1) 新エネルギーの優先的利用の推進

事業者及び県民は、事業活動や日常生活等に際して、太陽光発電など**新エネルギーの優先的な利用**に努めます。

(2) 太陽光発電の利用に対する支援

県は、事業者やNPO等と協力して、**太陽光発電の住宅等への導入に関するアドバイスやグリーン電力証書の活用を推進**します。

～「グリーン電力証書」について～

普段、私たちが使っている電気は、各電力会社から供給されている、火力、水力、原子力など、いくつかの方法で発電された電気が組み合わされたものです。「太陽光や風力で発電された電気だけを使いたい!」と思っても、自分で発電しないかぎり、できません。

「グリーン電力証書」は、それを解決するために考えられたものです。新エネルギーで発電された電気は、発電時に温室効果ガスの一つである二酸化炭素を排出しないことから、電気そのものとしての価値に加え、「環境価値」を持っています。この「グリーン電力証書」を購入することによって、その分の二酸化炭素の排出量を減らしたと言えます。

森林の整備と保全

(趣旨)

二酸化炭素を吸収する働きが充分機能するように、森林を手入れし、守り育てる取組を促します。

(1) 森林の整備等の推進

事業者、県民、NPO 等は、協力して、森林の適切な保全・整備と間伐材などの森林資源の利用を促進します。

～森林について～

森林は光合成によって温室効果ガスのひとつである大気中の二酸化炭素を吸収してくれます。成長に伴って混み過ぎた森林の樹木の一部を抜き伐りする「間伐」により、太くてしっかりとした木を育てることができますが、こうしたきちんとした手入れがされていない荒れた森林では、二酸化炭素を吸収する働きが充分機能しません。木材など森林資源の利用が適切に促進されれば、森林の手入れも進みます。

交通・自動車に関する温暖化対策

(趣旨)

自動車からの温室効果ガスの排出を減らすために、公共交通機関の利用やエコドライブを推進するとともに、環境にやさしい交通の普及に向けたインフラ等の整備を促します。

(1) マイカーの利用から公共交通機関の利用への転換

- 県民は、マイカー利用をできるだけ控え、公共交通機関の利用に努めます。
- 県は、市町村等と協力して、自転車を利用しやすい環境を整備します。
- 商業施設や大規模イベントなど、多くの来客が見込まれる施設・イベントの管理者や主催者は、マイカーでの来場を減らすための配慮をします。



(2) エコドライブの推進

- 県民は、温室効果ガスの排出が少ない自動車の購入と利用に努めます。
- 自動車を運転する者は、アイドリングストップなど、温室効果ガスの排出が少ない運転（エコドライブ）や、自動車の適正な整備に努めます。
- 事業者は、従業員に対するエコドライブの啓発や、温室効果ガスの排出が少ない自動車の使用に努めます。
- 自動車を製造する事業者は、エコドライブを促す機能（デジタルタコメーター[※]やアイドリングストップ機能）の搭載に努めます。
 - ※ デジタルタコメーターとは、燃費効率のよい走行状態であるかどうか等の運行データを記録する装置のことです。
- 県は、警察等と協力して、免許証の取得時や更新時に、エコドライブ講習を実施し、エ

コドライライセンスを発行します。

(3) 環境にやさしい交通の普及に向けたインフラ等の整備

- 県は、事業者や研究機関等と協力して、電気自動車など、温室効果ガスの排出が少ない交通の普及に向けたインフラ等を整備します。



～電気自動車普及への挑戦（県の「電気自動車普及構想」について）～

現在走行している自動車の中で、最も環境性能が優れているのは電気自動車（EV）です。県内には、自動車の生産・開発拠点、リチウムイオン電池の開発拠点や、大学などの研究機関などが集積しており、普及に有利な条件がそろっています。このことから、神奈川県は、平成 18 年 9 月に「電気自動車普及構想」を発表しました。具体的には、県行政と産業界、大学・研究機関が連携して、電気自動車の早期市販化、充電設備等のインフラ整備、公共駐車場や高速道路料金の割引など、本格的な普及に向けた取組を行っていく予定です。

8

消費行動に関する温暖化対策

（趣旨）

日常生活や事業活動からの温室効果ガスの排出を効果的に減らすために、「環境にやさしい商品・サービス」の製造・販売・購入を促進するとともに、エネルギーが適切に利用されるようにライフスタイルの見直しを促します。

(1) 商品やサービスに関する環境配慮の実施

- 商品を製造する事業者は、温室効果ガスの排出量がより少ない商品の開発に努めます。
- 商品やサービスを販売する事業者は、温室効果ガスの排出量がより少ない商品・サービスの販売と、排出量に関する情報の提供に努めます。
- 商品やサービスを販売する事業者は、営業時間の短縮やレジ袋の削減など、より環境負荷の小さい方法での販売に努めます。
- 事業者及び県民は、温室効果ガスの排出量がより少ない商品やサービスの購入に努めます。

(2) 白熱電球の利用の禁止

- 県内のすべての事業所（ホテル、商店、娯楽施設などを含む）、公共施設、家庭等で、白熱電球の利用（場合によっては製造・販売）を原則*利用しないこととします。

※ 白熱電球を電球型蛍光灯に替えることを想定していますが、電球型蛍光灯が取り付けられないなど、やむを得ない場合を除きます。

～白熱電球と電球型蛍光灯について～

家庭で消費される電力のうち2割弱が照明です。54Wの白熱球と同じ明るさに相当する12Wの電球形蛍光球を比べると、電球型蛍光灯の方が値段は高いのですが、寿命は約6倍、電気代は約1/4になり、経済的にも得になります。また、電気代が約1/4になるということは、エネルギーの使用量が約1/4になるということ、つまり温室効果ガスの排出量が約1/4になり温暖化対策にも貢献します。

(3) ライフスタイルの転換の推進

- 県は、NPO 等と協力して、マイアジェンダ登録^{*}など、県民や事業者等が日常生活や事業活動による温室効果ガスの排出を減らすための自主的取組を登録・公表する制度を推進します。

※ マイアジェンダとは、県民、企業、行政、NPO 等が環境配慮に向けて自主的に取り組む内容を公表し、登録する制度です。

- 事業者及び県民は、事業所（ホテル、商店、娯楽施設などを含む）、公共施設、交通機関、家庭等で、適切な冷暖房温度の設定など、過剰なエネルギー消費の見直しやカーボンオフセットの取組に努めます。



～カーボンオフセットについて～

ライフスタイルを見直して、できる限り排出を減らす取組をしても、どうしてもある程度の温室効果ガスが排出されてしまいます。排出される温室効果ガスの中でも最も量が多いのが二酸化炭素ですが、この自ら排出した二酸化炭素を、排出したのと同じ分だけ、森林保全や新エネルギー利用などの取組によって相殺することを「カーボンオフセット」と呼びます。

9

環境配慮技術の研究開発や環境配慮活動への支援

(趣旨)

脱温暖化社会の実現に向けた技術開発を促進するとともに、削減に貢献する活動に対して経済的な優遇措置を講じるなど支援を行います。

(1) 環境配慮技術の研究開発の促進

- 事業者や研究機関は、環境配慮技術の研究や開発に努めます。

(2) 温室効果ガス削減に貢献する活動に対する支援

- 県は、グリーン電力証書の発行者や ESCO^{*}事業者など、温室効果ガス削減に貢献する事業実施者を登録（認証）し支援します。

※ Energy Service Company の略で、ビルや工場の省エネルギー化を企業活動として行う事業者のことです。ESCO 事業者は、省エネ対策に必要な技術や設備などのサービスを提供するとともに、その結果得られる省エネルギー効果を保証します。設備の費用などの経費はすべて省エネ対策によって削減された光熱水費でまかなわれます。

- 県は、金融機関等と協力して、一定の基準以上の環境配慮を行う事業者や、一定の基準以上の省エネルギー性能を備えた住宅等の建物の新築や改築に対して、低利融資を実施するよう努めます。

(趣旨)

一人ひとりの意識を変えることによって社会を変えていくために、神奈川県で暮らし、働き、学ぶ、すべての人に対して、温暖化に関する正しい情報を積極的に提供していくとともに、学校や職場で環境教育を推進します。

(1) 普及啓発活動の推進

- 県は、市町村、NPO、マスコミ等と連携して、地球温暖化に関して積極的に情報を提供します。
- 県は、市町村等と連携して、一定の功績のある地球温暖化防止活動推進員[※]を評価し、活動を支援します。

※ 地球温暖化対策を推進するために、地球温暖化対策推進法に基づき、都道府県知事が、地球温暖化の現状や地球温暖化対策の重要性について地域のみなさんの理解を深める活動をお願いしている方



(2) 環境教育の推進

- 県、市町村、教育機関、事業者、NPO 等は、連携・協力して、事業者や県民への環境教育・環境学習の機会の確保に努めます。
- 教育機関は、地域や事業者、NPO 等と連携して、園児、児童、生徒、学生への環境教育・環境学習の実施に努めます。
- 事業者は、従業員への環境教育・環境学習の実施に努めます。また、従業員がその内容を家庭で実践するよう指導することに努めます。

(3) 温暖化対策に関する顕彰

- 県は、地球温暖化対策に大きく貢献した技術や活動について、業績の公表や表彰をします。

(趣旨)

効率的、効果的な温暖化対策が図られるように、県民、事業者、NPO、行政等が個別に活動するのではなく、連携して活動することなどを推進します。

(1) 連携による温暖化対策の推進

- 県民、事業者、行政、NPO、地球温暖化防止活動推進員等は、連携・協力して、温暖化対策を推進します。

(2) 他の自治体と連携した温暖化対策の推進

- 県は、神奈川県内だけの取組にとどまらず、県外の自治体と連携して、効果的な地球温暖化対策の推進に努めます。

(3) 国際協力の推進

- 事業者やNPO等は、海外への地球温暖化対策に貢献する技術支援など、国際協力の推進に努めます。



～既存の制度と重なる規定について～

国の「省エネルギー法」や「地球温暖化対策推進法」には既に、大規模事業者などの報告制度など、この冊子で示したものと類似した制度があります。また現在、これらの国の法律は改正の動きがあります。既にある制度や国が新たに定めようとしている制度と重なる部分については、国の動向を見極めながら、神奈川県ではどのような制度にすべきか検討していくこととしています。

■■神奈川県地球温暖化対策推進条例（仮称）検討のこれまでの経緯■■

神奈川では、地球サミット（1992年）などの世界の動きに呼応して、日本で初めてのローカルアジェンダである「アジェンダ21 かながわ」を策定し、神奈川社会の様々な主体が問題解決に向けて協力して取組みを進めるなど、環境先進県として全国をリードしてきました。

その後、より実践的な行動によって、持続可能な社会づくりを目指す「新アジェンダ21 かながわ」（2003年）を策定して、マイアジェンダ（「=私の実践行動」）登録を進めるなど、取組みを強化したところです。

また、京都議定書の目標達成に貢献するため、平成18年6月に「地球温暖化対策地域推進計画」を改訂し、「2010年の県内の二酸化炭素総排出量を、基準年である1990年の水準まで削減する」という目標を掲げています。

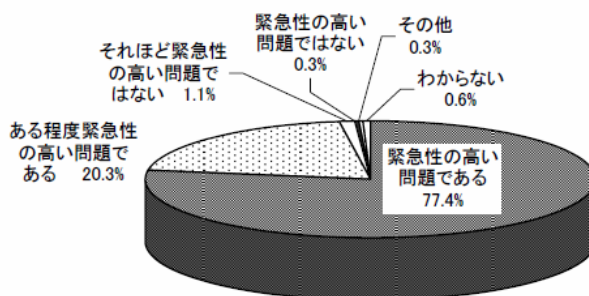
＜温暖化対策に関する神奈川県のこれまでの主な取組＞

- | | |
|----------|---|
| 平成11年6月 | 地球温暖化防止活動推進員の委嘱開始（全国初） |
| 平成15年10月 | 「かながわ地球環境保全推進会議」、「新アジェンダ21 かながわ [*] 」採択
マイアジェンダ登録制度開始
「神奈川県地球温暖化防止実行計画」を策定 |
| | [*] 「新アジェンダ21 かながわ」第5章「数値目標」を神奈川県地球温暖化対策地域推進計画と位置づけ |
| 平成18年6月 | 「神奈川県地球温暖化対策地域推進計画」を改訂 |
| 平成19年3月 | 「神奈川県地球温暖化対策推進方策検討委員会」を設置、第1回検討委員会開催 |
| 平成19年7月 | 県政モニター会議及び県民意識調査（e-かなネットアンケート）実施 |
| 平成19年9月 | 第2回検討委員会開催 |
| 平成19年10月 | 県政モニター調査実施 |
| 平成19年11月 | 第3回検討委員会開催 |

【参考資料】

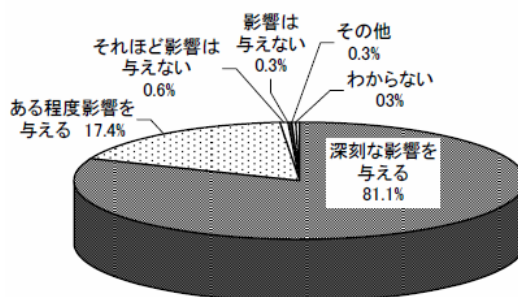
1 地球温暖化問題に関する県民の意識（アンケート結果）

Q 大気中の二酸化炭素（CO₂）等が増加して地球の気温が上昇する「地球温暖化問題」について、どのように考えていますか。



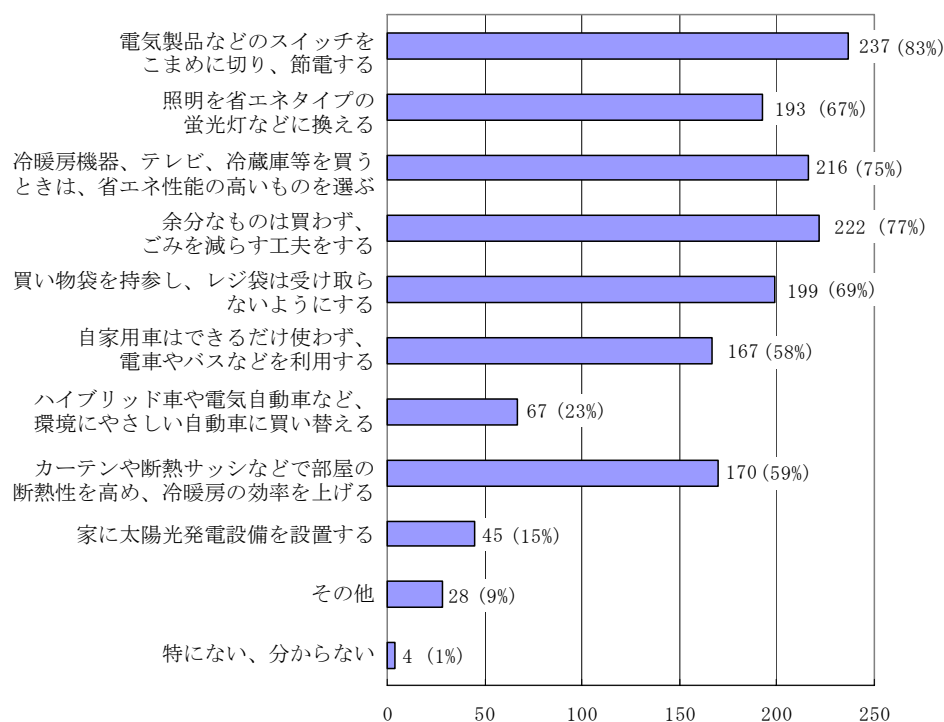
出典：県政モニター県政課題アンケート
平成 19 年度第 2 回「かながわの環境」

Q 「地球温暖化問題」が自然や私たちの生活へ与える影響について、どのように考えていますか。



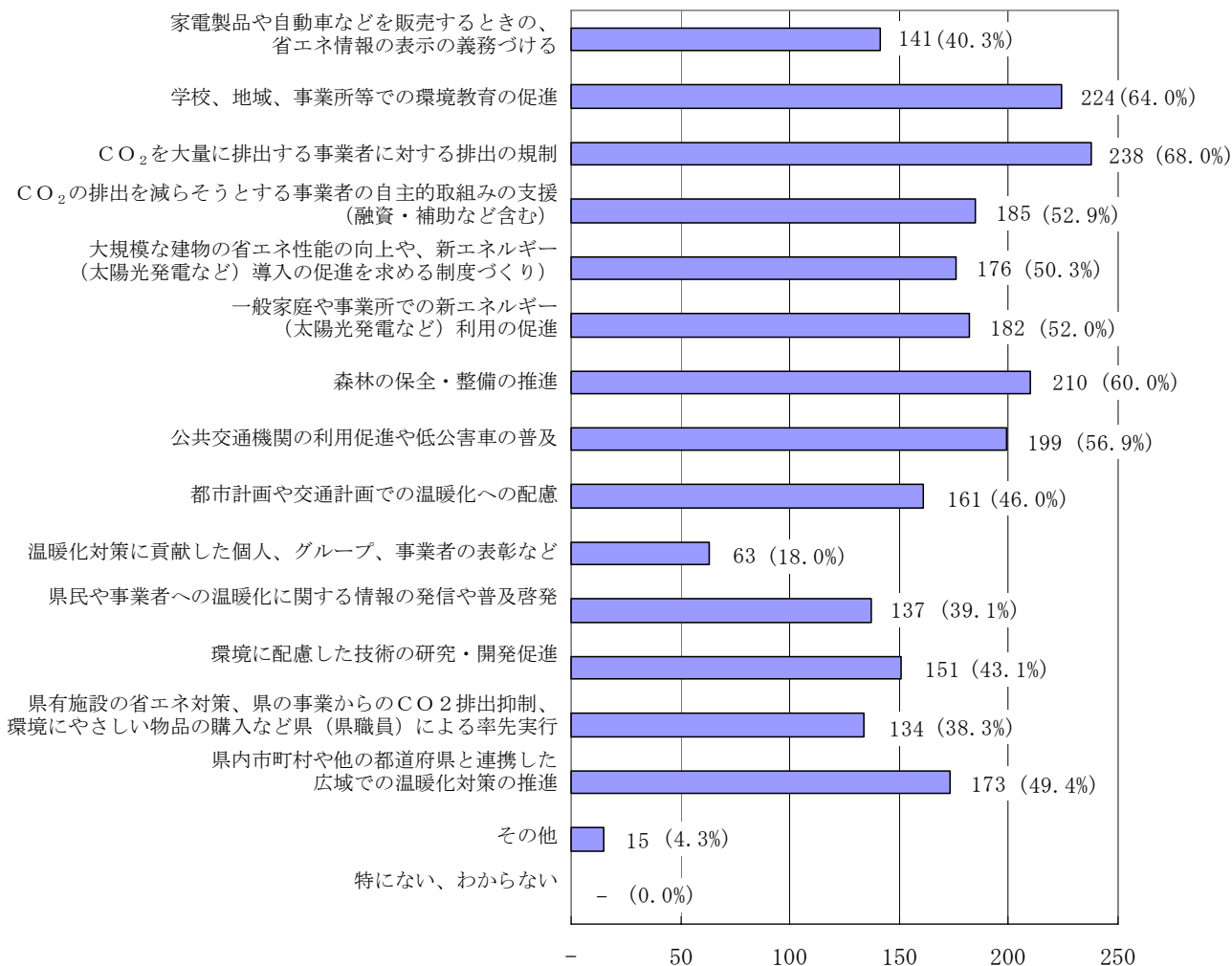
出典：県政モニター県政課題アンケート
平成 19 年度第 2 回「かながわの環境」

Q 「自分で取り組みそうな省エネ行動は何か」



出典：e-かなネットアンケート
平成 19 年 7 月・「あなたにとっての地球温暖化問題」アンケート

Q あなたは県にどのような地球温暖化対策を望みますか。



出典：県政モニター県政課題アンケート
平成19年度第2回「かながわの環境」

★ 出典紹介 ★

県政モニター県政課題アンケート・平成19年度第2回「かながわの環境」

対象：平成19年度県政モニター 400人

実施期間：平成19年10月5日(金曜日)～10月22日(月曜日)

回収状況：県政モニター400人のうち350人から回答(回収率は87.5%)

【県政モニターについて】

神奈川県では、県の様々な施策や事業に対する皆様のご意見をアンケートなどを通じてお聴きし、県政運営の資料として役立てることを目的として、県政モニター制度を設けています。モニターは郵送コースとインターネットコース、あわせて400人にお願いし、任期は一年間としています。

e-かなネットアンケート・「あなたにとっての地球温暖化問題」

対象：e-かなフレンズ

実施期間：平成19年7月2日(月曜日)～7月23日(月曜日)

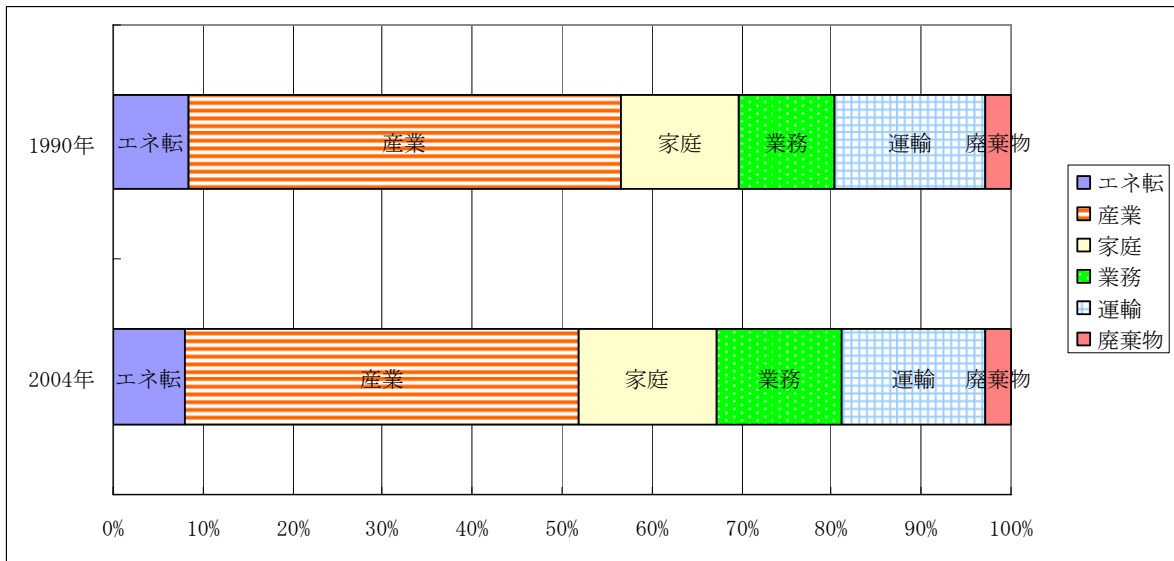
回答状況：285人

【e-かなネットアンケートについて】

インターネットを利用してスピーディーに皆様のご意見をいただくためのアンケートです。アンケートには、事前に登録した会員を対象とする「e-かなフレンズ用」と、どなたでも参加できる「一般用」の2つがあり、「あなたにとっての地球温暖化問題」は「e-かなフレンズ」を対象に行ったものです。

2 神奈川県内の二酸化炭素排出量の状況

○ 部門別の二酸化炭素排出割合

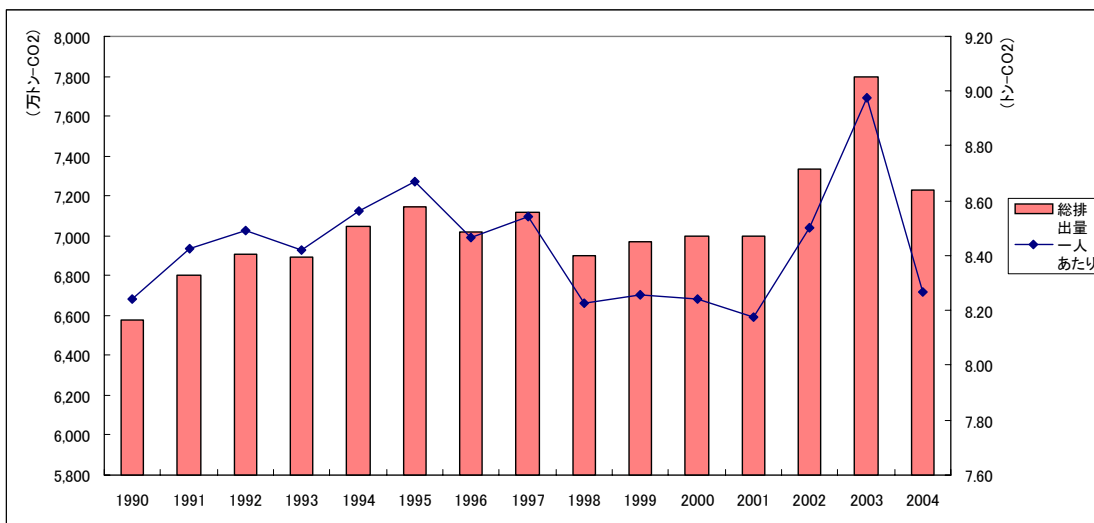


※ エネ転：エネルギー転換部門

○ 部門ごとの指標あたりの神奈川県の二酸化炭素排出量（2004年）

部 門		全国	神奈川県
産業部門（製造業）	製造品出荷額あたり（t-CO ₂ /百万円）	1.54	1.66
民生家庭部門	1人あたり（t-CO ₂ /人）	1.31	1.29
民生業務部門	業務床面積あたり（t-CO ₂ /㎡）	0.22	0.18
運輸部門（自家用乗用車）	1人あたり（t-CO ₂ /人）	1.01	0.73

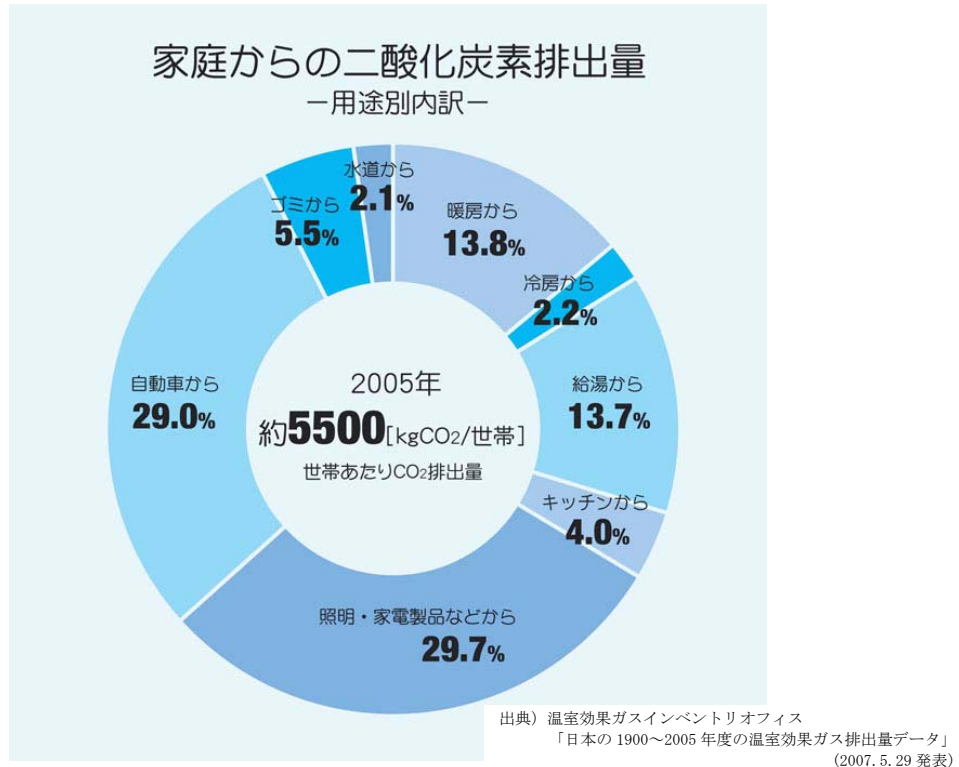
○ 二酸化炭素排出量の推移



※ 2002年以降の排出量の増加は、原子力発電所の利用率低下による、電力使用に係る二酸化炭素の排出係数の悪化に影響されています。

3 その他

○ 家庭からの二酸化炭素排出量 -用途別内訳- (2005年)



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター・ホームページ
(<http://www.jccca.org/>)

○ 先進国（附属書I国）の二酸化炭素排出量との比較（2004年）

単位=万トンCO₂

順位	国名	排出量	順位	国名	排出量
1	アメリカ	606,432.9	16	ベルギー	12,674.8
2	ロシア	169,806.4	17	ルーマニア	11,674.7
3	日本	128,760.2	18	ギリシャ	11,028.0
4	ドイツ	89,677.5	19	オーストリア	7,714.0
5	カナダ	58,342.8	20	フィンランド	6,860.5
6	イギリス	55,784.1	21	ポルトガル	6,614.6
7	イタリア	49,093.3	22	ハンガリー	6,026.7
8	フランス	41,750.8	23	デンマーク	5,544.7
9	オーストラリア	38,144.6	24	スウェーデン	5,518.2
10	スペイン	35,181.6	25	ベラルーシ	5,492.0
11	ポーランド	32,538.2	26	ブルガリア	5,326.4
12	ウクライナ	31,563.1	27	アイルランド	4,574.7
13	トルコ	24,188.4	28	スイス	4,532.7
14	オランダ	18,129.0	29	ノルウェー	4,385.5
15	チェコ	12,729.7			

※ 気候変動枠組条約事務局提供資料（CO₂ total without LULUCF）に基づき神奈川県が作成しました。

■ご意見、ご提案は……

1. 応募期間： 平成20年1月21日（月） ～ 2月20日（水）
2. 応募方法： 『私たちの温暖化防止ルールを考えよう！について』と明記ください。
 - 郵 送 〒231-8588（住所の記載は不要です） 県環境計画課
（14ページの様式をご利用ください）
 - ファクシミリ 045-210-8845
（14ページの様式をご利用ください）
 - 電子メール <http://www.pref.kanagawa.jp/sosiki/kannou/0502/index.html>
（「地球温暖化対策班へのお問い合わせフォーム」をご利用ください）

3. 意見募集結果について：

「神奈川県地球温暖化対策推進方策検討委員会」では、皆さんからお寄せいただいたご意見・ご提案を踏まえ、さらに検討を進めてまいります。なお、今回お寄せいただいたご意見・ご提案は事務局でとりまとめ、県ホームページ等で公表いたします。

4. その他：

この冊子の内容は、次の県ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kankyokeikaku/ondanka/committee/ikenboshu.html>

地球温暖化に関する情報をさらに詳しくお知りになりたい方は
次のサイトなどを参考にご覧下さい

○県の地球温暖化への取組、県の温室効果ガス排出量など

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kankyokeikaku/ondanka/ondanka-top.htm>（神奈川県）

○日本政府の地球温暖化への取組、国際的な取組など

<http://www.env.go.jp/earth/>（環境省）

○地球温暖化の基礎知識など

<http://www.jccca.org/>（全国地球温暖化防止活動推進センター）

<http://www.eccj.or.jp/>（財団法人省エネルギーセンター）

○日本の温室効果ガス排出量

<http://www-gio.nies.go.jp/aboutghg/nir/nir-j.html>（温室効果ガスインベントリオフィス）

「私たちの温暖化防止ルールを考えよう！」への意見

FAX送信票

【送信先】045-210-8845 神奈川県環境農政部環境計画課地球温暖化対策班 行き
(神奈川県地球温暖化対策推進方策検討委員会事務局)

(ご意見をお書きください)

以下は、差し支えない範囲でご記入ください。

住 所	市・町・村	年 齢	歳代	性 別	男・女
職業等	会社員・自営業・公務員・教員・学生・主婦・アルバイト・その他()				

(問い合わせ先)

神奈川県環境農政部環境計画課地球温暖化対策班

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1 電話 045-210-4076 (直通)